

令和7年10月8日 健康福祉委員会

こどもの居場所(づくり)について

「こどもの居場所に関する指針」(令和5年12月22日閣議決定)【ポイント】

- 目指したい未来は、どんな環境に生まれ育ったとしても、誰一人取り残さず、全てのこども・若者が自分の居場所を持ち、健やかな成長や身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)であることである。
- こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得る。
- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所をつくること(居場所づくり)とは、第三者が中心となって行われるものであるため、居場所と感ずることと、居場所づくりには隔たりが生じ得る。こうした隔たりを乗り越え、居場所づくりにより形成される場がこども・若者にとっての居場所となるためには、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進めることが重要である。
- 居場所には、こどもの居場所となることそのものを目的とするものと、別の目的で行われていたものの結果として、こどもの居場所となるものがある。例えば学校は、後者の典型である。
- また、アプローチとして、ユニバーサル／ポピュレーションアプローチと、ターゲット／ハイリスクアプローチの2種類が考えられる。前者は、主としてこども・若者同士や幅広い地域住民間の交流、つながりを提供するという機能が、後者は、主として個別のニーズに対応したきめ細かな(場合によっては緊急の)支援の提供という機能が果たされている。ただし、1つの居場所の中で混然一体となって提供されている場合もある。特別なニーズのあるこども・若者だけが利用できる居場所づくりも必要である一方で、特別なニーズの有無に関係なく、必要な配慮をした上で誰もが来られる居場所づくりも必要である。
- 重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。どこにも居場所がないこども・若者が生じないよう、また、できるだけ多様な居場所を持てるよう支援していく必要がある。
- それぞれの地域において、潜在化しているものも含めたニーズを把握し、こども・若者の特性を配慮した多様な居場所づくりに取り組む必要がある。

第3の居場所

オンライン空間

こどもホスピス、こども若者シェルター等

こども食堂、プレーパーク、学習支援、多世代交流、体験活動等

子育てサロン、子育てサークル

***この他様々な居場所となる場所等がある。**

公園・まちかどスポーツひろば、自然環境

公民館・図書館・青少年会館

子育て支援センター、こども発達相談センター、こども家庭センター、児童相談所

児童ホーム

児童発達支援

放課後等デイサービス

放課後ルーム
船っ子教室

校内居場所カフェ

第2の居場所

フリースクール

(保育所)

幼稚園
保育所

小学校

中学校

高等学校

大学等

第1の居場所

家庭等

0 3 6 12 15 18 3

こどもの居場所づくり事業

長野市 こどもの居場所づくり事業補助金

- 子どもの安心・安全な居場所づくりを推進するため、子どもの居場所を運営する団体、及び常設の居場所の運営を目指す団体への支援を目的に、運営講座を開催するとともに、補助事業を実施。

補助対象事業

- (1) 食事提供と学習支援
- (2) 食事提供とその他の取組
- (3) 学習支援とその他の取組

補助期間: 3か年まで

補助額: 対象経費の9割

開催1回当たりの補助上限額5,000円

年間補助上限額50万円

【本市での関連する取組(現状)】

(注) こどもの居場所づくりを直接支援するものではないが、こどもの居場所の提供の支援も包含されている。なお、「地方公共団体が実施する『こどもの居場所づくり』への支援施策一覧」(こども家庭庁)に一部記載されている。

○ 地域福祉活動助成金(対象経費2/3 限度額年間50万円)

→ こども、子育て中の親などを対象に、地域での多世代交流や居場所づくりを行う団体

○ 生活困窮者支援活動団体補助金(対象経費2/3 限度額年間50万円)

→ こども食堂を運営する団体など

○ 市民公益活動公募型支援事業

(参考)本市における「こどもの居場所(づくり)」に関する今後の課題

- 学校始業前、放課後等のこどもの居場所、不登校児童・保護者の居場所や支援、児童ホームその他既存の施設の活用など安心・安全なこどもの居場所の確保
- こどもの居場所づくりへの支援

(参考資料)

令和6年度補正予算 4.3億円

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- なお本事業は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

- こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- 居場所マップの作製・配布
- 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- 人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり
- ・居場所づくりに関する中間支援 等



実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
 【補助基準額】1 都道府県あたり 7,206千円 1 指定都市あたり 5,622千円
 1 特別区・中核市あたり 3,543千円 1 市町村あたり 2,003千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
 【補助基準額】1 都道府県あたり 4,552千円 1 指定都市あたり 4,134千円
 1 特別区・中核市あたり 3,886千円 1 市町村あたり 2,130千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
 【補助率】国 10/10
 【補助基準額】1 団体あたり 5,000千円（上限）

※同一団体の同一事業は採択しない。

